

| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議事係 |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
|     |     |     |     |      |     |

|                                                                                                  |                                                               |     |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----|--------------|
| 建設常任委員会会議録 ( 1 2 年 2 定 )                                                                         |                                                               |     |              |
| 日 時                                                                                              | 平成 1 2 年 6 月 3 0 日 ( 金 )                                      | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
|                                                                                                  |                                                               | 散 会 | 午後 4 時 3 5 分 |
| 場 所                                                                                              | 第 3 委 員 会 室                                                   |     |              |
| 議 題                                                                                              | 付 託 案 件                                                       |     |              |
| 出席委員                                                                                             | 久末委員長、古沢副委員長、松本 ( 光 ) ・大畠・新野・八田・武井・岡本・高橋 各委員                  |     |              |
| 説 明 員                                                                                            | 水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長、所長、及び主幹 |     |              |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> |                                                               |     |              |

○委員長

ただいまより会議を開きます。

本日の会議録署名委員に武井委員、岡本委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

今定例会に付託された案件について順次説明願います。

○住宅課長

議案第15号「小樽市住宅条例の一部を改正する条例案」についてご説明申し上げます。

まず住宅等の設置についてであります。平成11年8月から建設しております高齢単身者向け、全室間取りが2DK、23戸と集会所1戸を備えた入船住宅が本年7月末に完成し、8月に入居予定となっております。また、この集会所の設置にあわせてこの集会所の管理・運営を入船住宅集会所管理委員会を設置いたしまして、同委員会に委託するとともに、集会所の利用料金を設定するために所用の改正をするものでございます。

一方、駐車場の整備につきましては、平成8年度から住宅の建て替え時において整備してきておりますが、既存の公営住宅につきましてもオープンスペースを駐車場として活用するため、整備を進めてきているところでございます。

今回につきましては、入船住宅の建設にあわせて整備した10区画分と、前年度に引き続き整備してきております祝津住宅の一部110区画分につきましては、入船は8月から、祝津は9月から供用開始をするため、所用の改正をするものでございます。

○水道局総務課長

議案第17号「小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案」についてご説明いたします。

内容といたしましては、小樽市水道事業給水条例の一部を改正したことにより、第8条の準用規定において条項を改正し、その他、字句の整理など所用の改正を行うものです。

○土木部管理課長

陳情第40号の願意について説明いたします。

市道大通線の花園3丁目4番、5番付近に位置するアーチは、所有者であります花園3丁目町会に対し、市が占用許可を与えているものであります。

設置には、当然地先の皆さんの合意があったと思われますが、時が経つにつれて地先の住民や建築物の形態が変わったこと、また設置時に比べ車両通行量が大幅に増えたことなどから、現在、地先の車庫の車の出し入れ、停車時、また冬期間の除雪に支障を来すようになっているということでありまして、撤去移設の陳情であります。

市といたしましては、当該アーチの広告主もいなくなっていることもありまして、花園3丁目町会と話し合いをしてきており、今後ともこの陳情の願意を踏まえ、話し合いをしてまいりたいと考えております。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

順序は共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順序といたします。

初めに共産党、古沢委員。

○古沢委員

公営住宅のエレベーター設置について

エレベーター設置の問題なんです。先日の住宅審議会の中で話題として出ておりまして、入居者の高齢化が進んでいる。今後、建替計画の中では、3階建、5階建等、中高層住宅で整備されていく計画であります。そうした中で、エレベーターの設置を検討いただきたいということが委員の方から出ておりました。

そこで、最近の国会議論の中でもこの問題取り上げられておりましたので、参考までにちょっと議論の経過を振り返ってみます。

公営住宅にエレベーターの設置を促進したらどうかという議論が、今年2月の国会の予算委員会分科会で議論されております。この時の政務次官答弁は、「公営住宅については、6階建以上の高層住宅に設置を義務付けていく。3階から5階、いわゆる中層の公営住宅、これについてはエレベーターの設置については補助対象として推進をしているところだ」としているわけです。

こういう状況も考えて、設置費が1基当たり600万円以下となる研究が進められているということも出ておりましたし、維持管理費も1基1カ月当たり1万5,000円以下、こういうことでできるようにということで研究、検討を進めている、答弁の中でそういう点もはっきりさせています。

ぜひ小樽市においても公営住宅の建て替えの中で、こうした点での促進を図っていただきたいと思うのですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○住宅課長

ただいまのエレベーターの設置の件でございますけれども、現在、中層の5階建につきましては、エレベーターを設置してございます。

また、今回、提案させていただきました入船住宅につきましても、高齢者住宅ということで、3階建でございますけれども、国の基準のもとで高齢者、身障者を対象にしているということで設置しているところでございます。

○古沢委員

いわゆる特目でない、一般の場合はそこまでまだ踏み込んでないんですか。

○住宅課長

現在、入船住宅につきましては3階建ですけれども、全戸が高齢者向けということでございます。詳細はまだ調べてございませんけれども、一般住居の中で、例えば身障者、あるいは高齢者などには特例化されていると申しますか、補助の対象とすると聞いてございますけれども、具体的な動きとしてはまだ確認できていません。

○古沢委員

土地の有効活用等もありますから、どうしても中高層住宅が促進されていくんでしょう。そういった点でなお一層設置方について研究、検討を進めていただきたいと思うんですね。

オタモイ3丁目の陸橋通線側溝整備について

前回の委員会の中でも議論になったんですが、そのときに雪解け時期を待って調査したいという答弁をいただいたんですが、この動きはもう既に始まっておりますか。

○土木事業所長

現在、用地問題の絡み等がありますので、実質的には現地へまだ入っていない状態でございます。

○古沢委員

今年そうした動きが始まるという点については、ご確認いただいていいんですね。前回そういう答弁でしたから。

○土木部主幹

時期がおくれましたけれども、現地の方には入りたいと考えています。

○古沢委員

公共事業労務単価について

今、お手元に要望した資料が届いていると思いますが、賃金改正についてという通知文、ある建設会社が従業員、労働者に対して出した通知文ですが、その写しです。それからもう一つ、建設省の公共工事着工工程年度表から拾い上げて作成した就労者数の推移についてグラフ化したものであります。

さらに、契約管財課に当市の直近5カ年間の発注、契約状況についてまとめていただいたものであります。

なお、業者に対する市内、市外への発注状況がわかるようにということでお願いをしていた資料であります。この3つの資料を下地にしながら、幾つかお尋ねしていきたいと思います。

最初に説明をした賃金改正についてという資料です。4月28日付で会社側が労働者に対して元請けから20%ダウンの通告があったと。従って経営が大変な状況になっているので、申しわけないけれども、今年の賃金はこうに9,200円にダウンしたいということで、通知を出したものであります。

実は、次の資料に関連しますけれども、政府はこれまで一年間の公共事業に50兆円注ぎ込んで景気回復、この効果も上がってきたと国会答弁などでも答えているわけですが、市議会の議論の中でも、例えばPFI導入計画が最近、当市においても議論に上り始めている。

こうした状況の中で、実は公共事業が雇用の拡大に効果が果たしてあったのかどうか、そのことを示す資料であります。これは国の公共事業について、85年から98年にかけて公共事業費は右肩上がりに伸びている。しかしその逆に、就労者数というのは激減しているというのが政府の資料でもはっきりしてきているわけですね。

これは当市の状況とは必ずしも一致しないと思います。しかし、こうした公共事業費をどんどん積み上げていく、景気対策としてどんどん積み増しをしていく。そうした中で雇用状況はどういうふうになってきているかということを知る上では大変貴重な資料になると思うんですが、これは政府の資料ですから、勝手に改ざんしたわけではないですから、よろしいですね。

それで、賃金を下げざるを得ないという通知文にかかわってくるんですが、ご承知のように、昨年10月に建設、農水、運輸の3省は公共事業の労務費についての調査を実施いたしました。それに基づいて今年3月に2000年度の労務単価を公表したわけです。この労務単価は、公共事業の工事費の積算に使用する単価ですが、昨年度も若干その労務単価は調査に基づいて減少しました。しかし、今年は業界もびっくりするほど大幅に減少したわけですが、職種ごとにどのような下がり状況になっているか、お知らせいただきたいと思います。

○建設課長

主な業種ということですが、特殊作業員で16.3%の減少、普通作業員で16.9%の減少、軽作業員で11.1%の減少になってございまして、そのほか主要10職種、とび工、鉄筋工、特殊運転手、一般運転手、型枠工、大工ですとか、こういった業種全体10業種を平均いたしますと17%の減少です。これは北海道の数字でございます。

○古沢委員

ご説明いただきましたように、北海道においては主要10職種で見ても約17%労務単価が減少するという状況になっています。私事ですが、息子は型枠大工をしてまして、型枠大工は約4分の1、たしか24.7%かそのくらいだったと思いますが、減少しています。

大変な下がり状況なんです、一方、労働省で調査をしている調査部門の中に屋外労働者職種別賃金調査結果速報というのがありまして、これも昨年、一昨年と2年連続で調査の結果、賃金が対前年比で下回っている、そういう調査結果も出ています。

一方、最初に言いましたように、公共事業では大型プロジェクトを中心に、景気対策として積み増し、これは政府の政策として行っているわけですが、しかし先ほどの資料、労働省の速報での2年連続の賃金が下回っているという状況の中で、結局、景気対策で肝心の個人消費の面で、つまり労働者の所得を上げるという面では、効果を認めることができないということが、政府自らの調査結果の中でも明らかになっていると思うんですが、このことは一地方自治体とはいえ、市民生活を預かる市としても承知はされておりますか。

○建設課長

公共事業の景気対策に伴う効果という面ですが、確かにこの表を見ますとそういった就労者数が伸びていないという面が出ていますけれども、ただ就労者数につきましては、これはずっと近年言えることだと思いますけれども、一つは機械化が進んだこと、あるいは労働者が高齢化したこと、こういったことから総体的に減っていっ

たということがございますので、このグラフだけで公共事業の投資等の関係というのは言いづらい面があるんじゃないかと思います。

それから、公共投資そのものにおける効果、個人消費の効果といいますが、そういった面での、当然その建設業者も個人消費の対象になる重要な部門ではありますが、建設業というのは非常に裾野が広いという中で、製造業など各種産業に効果がもたらされているわけございまして、そういったトータルな中での消費構造というのは、この建設就労者だけの部分との比較において語るのには、私としては無理があるかなというふうに考えているところでございます。

○古沢委員

そういうご意見はもっともだと思うんです。ただ、実際にその現場で働いている者が潤っていないということは事実なんですね。そこに来て労務費調査に基づいて労務単価が大幅に下げられる。それが最初に説明した通知文になってあらわれてくるわけですね。市内の業者、そこに働く労働者、市内の業者の経営でも特に下請関係を主としている、そういう建設業の方々は大変だと思います。そこに雇用されている労働者は結果としてこういうふうに賃金が切り下げられている、現実問題としてそういう波及効果が起きているということは、これは認めざるを得ないわけです。

そこで、背景問題としてご紹介しておきたいと思うんですが、現場の方は承知のことだと思いますが、政府が平成9年1月に関係閣僚による公共工事コスト縮減対策を決定しています。3カ年間に於いて数値目標10%掲げて削減策を進めていく。9年4月に行動指針、行動計画がそれぞれ策定されています。3カ年といいますが、今年の3月、労務単価が大幅に引き下げられる時期とタイミング的には非常に符合するわけですが、土木と建築の方で2、

3例でいいと思いますが、事前をお願いをしておきましたけれども、昨年度の発注工事、それを今年の大幅に下がった労務単価、これで置きかえた場合にどうなるかということを、ぜひ参考までに知りたいんですが、お知らせいただけますか。

○建築課長

建築の方からお知らせしたいと思います。

例えば、学校の大規模改修工事、これが今年度の大きい工事でございますが、これは500万円余になりますけれども、単価を置きかえた場合、比率につきましては約37%のダウンです。工事費につきましては約250万円強。工事費としての差額は8か9%ぐらい。金額が250万円減。それから500万円以下の改修、内部改修工事、これも学校を例にとりますと、置きかえた場合、工事費はこれも約8か9%、工事金額としては25万円ぐらいということでございます。

○建設課長

土木部所管の基礎工事につきましては、いろいろ幅広くございますので、代表的な部分として街路築造工事、側溝改良工事、公園の用地造成工事、この3本について試算してみましたけれども、おおむね4%から7%の減額という結果になってございます。

標準的に一般土木工事の場合は、労務費は約30%程度と言われておりますので、それからしますと先ほど言った主要10職種が17%減ということですので、ほぼ今回の値と同じように5%前後、概算で言うとそのような影響があるのかなと思います。

○古沢委員

発注工事の内容によって、この数字は変動すると思うんですけどね。参考までにいろいろ試行しますと、中には10%を超える工事も出てくるわけですね。つまり発注側の発注コストとしての縮減効果はかなり大なんです。しかし、元請から1次、2次下請になると、ピンハネが起こって労働者の賃金が切り下げられるという、そういうマイナス効果を及ぼすということもあります。

昨年の秋に、市内の労働組合であります建設一般小樽支部の方と市、道、開発局発注の工事現場の調査に同行させていただきました。

そこで気がついたことが何点かありましたので、ご紹介したいと思いますが、一つは労働者の年齢、雇用形態の問題ですが、先ほどの課長のお話と一致するのですが、一昨年に調査に同行の組合の役員の方のお話とすり合わせてみたら、去年は比較的に若い人が多かったというんですね。以前は見られなかった状況だというんですね。以前は現場に年配の人が多かったと。ところが最近では若い人が増えてきている。結果として年配の人、高齢労働者は現場から追い出されていくという状況が生まれているんでしょうけれども、そういう状況の一つは特徴的だということと、それから昨年の調査に限って言えば、一昨年と比べれば直轄工事が減って、1次、2次下請が現場的には増えていたということ、調査に出向いた箇所ではそういう状況でした。

賃金に関して、アンケートも聞き取りでやっているんですけども、大幅とは言えないけれども、一昨年と昨年で言えば、一昨年は1万円を超えております。その現場の労働者の限りで言えば、一昨年は1万777円、昨年はこれに比べて9,348円、現場と職種によって対象が同一でないということもありますから、単純比較はできないと思いますが、全体としては下がっているというのが特徴の一つです。

また、建退共というものがあります。退職金制度ですが、この加入状況は、昨年の現場調査では62～63%、6割強の人たちが手帳を持っておりまして、証紙を張ってもらっているということで、実際のその手帳も見させていただきました。

小樽市の労働実態調査では68%の加入状況、ほぼ現場と調査結果とが一致します。大体7割弱ぐらいのところまでできていると。退職制度はこれだけではありませんから、3割強の人は退職制度がないのかというと、そうでない場合もあり、そういった点で改善の状況を実感してきました。

ただ、中には県退共の取り扱いが不十分であったりとか、下請人選定通知書を市に提出していない会社があったりとか、そういったこともあります。

何よりも実際に働いている労働者の3省協定賃金、今年下がったとはいえ、それよりもはるかに低い、そういう賃金の状態。それから有給休暇、制度としてはあるが有名無実に近い。それから各種保険、年金、健康保険、これらの問題だとか、こういったものは発注単価に積算されていることになっているが、実態はそうっていない。

こうした点での公共工事を発注する市の指導責任というのは、非常に重いものがあると思うんですね。これまでどのような指導をされてこられたのか、どういう成果が上がってきているのか、一言では大変難しいと思うんですが、お知らせいただきたいと思います。

#### ○建設課長

建退共の問題と、労働者への賃金支払いの問題ですけれども、当然、公共の立場として基本的には民間の契約に不当に介入できないという大原則がございますけれども、市としては、一つは建退共の問題については、工事発注に当たって建退共加入についてのチェックといいますか、発注後ですけれども、現場と打ち合わせの段階では口頭で建退共の加入の確認をしていると。同時に、下請人選定通知が出された場合に必ずチェックします。

それから、毎年工事を何本か抽出いたしまして、これは契約管財課が主体になってございますけれども、現場に直接検査に入って確認すると、そういったことに努めてございます。

下請への賃金の支払い等につきましては、これは先ほど言いましたように業者間の関係ですから、市が介入できる部分はなかなかないわけですが、適正な契約を行うよう要請といいますか、そういったことについては機会あるごとに行っているという状況です。

#### ○建築課長

土木と同様ですが、建築課では工事の契約時にやはり受注業者には契約の内容、現場の体制等、入ってございまして、その中でやはり施工体制台帳、委員も先ほどおっしゃった建退共調査、これも全部チェックして見ま

すが、以前から見るとチェック体制については、現場サイドでもかなり厳しく指摘しつつ臨んでおります。

○古沢委員

労務単価の大幅減という問題が市内の業者や労働者、さらにはその波及効果としての市への影響、そういったことを考えれば、行政側として具体的な対策を講じていくことができないものか、そういったことを考えているんですが、これなども頑張っておられると思うんですが、公共工事の中身の問題で、さらに生活関連型というか、そういった公共工事の枠を広げる、拡大をする、例えばこれが一つの方策になるでしょうし、それから工事の発注に当たっては、市内業者の発注率をさらに高めていく、そういう努力を引き続き強めていただくということも具体的な方策の一つになるんだと思うんです。

契約管財課からいただいた資料によりますと、80%台前半です。市内業者への発注率、件数は。これを80%台後半、90%台までもっていくということが果たしてできないものか。

参考までに他都市の状況を聞けば、90%台を頑張っているところもあるようですから、そういった状況に頑張ってお持ち上げていく。そういう中で、例えば発注の方法も分離発注、そういった方法を引き続き研究、検討を進めていただいて、市内業者の元請化といいますか、それを高めていくこと、これも有効な対策の一つになると、そういうふうに思っているわけです。

ただ、現場では手間の問題もありますから、当然そのためには職員の増員配置も惜しまない、こういったことは当然対策として必要になると思うんですが、この点についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○建築都市部次長

公共事業の生活関連型の枠を広げてはという話がありましたが、市も必要な事業を行っているわけでございますが、昨年度の末におきまして、公営住宅の改修の中では、実際に生活される方のご不便等を考えて階段に手すりをつけるとか、それから今年度事業ですが、赤水対策、そういう生活に密着する部分に直結する事業を重点的に配分するというのもやっております。

また、市内企業の受注を広げる努力ということで、できるだけ市内企業でやれる工事につきましては、最大限、市内業者に発注するという立場をとっております。

また、市内業者の元請化ということもございしますが、これは少なくとも元請があって、裾野が広いということで、1次、2次下請というような形態がございしますけれども、すべてを一括市内で発注するというだけでなく、分割できるもの、例えば設計、電気ですとか、建築絡みにつきましても、例えば内装に限るとか、それぞれの業界が直接受注できるような細分化、これはコストのこともございしますし、発注業務のこともございしますけれども、合理的形態として分割できるものは、分割ということも取り入れていこうと考えています。

○古沢委員

先ほど触れた政府のコスト縮減対策の中で策定されている行動指針の中に、こういうくだりがあります。「人を殴っておいて暴力はいかん」と説いていると僕は思うんですが、行動指針の第2の3の中に「コスト縮減の裏づけなしに工事価格のみを下げることによって下請企業、資機材供給者、労働者など、一部の関係者が不当なしわ寄せを受けるような状態を放置してはならない」、こういうふうに言っているくだりがありまして、非常に大切な点だと思いますので、肝に銘じて頑張っておきたいということを最後に言って終わりたいと思います。

○水道局長

私が総務部長時代にコスト縮減という問題がございました。

市の建設サイドの考え方でございますが、労務賃が少なくなる、安くなる、これがコスト縮減につながっているという認識は持っていません。労務賃につきましては、実勢単価を含めまして、民間の賃金、あるいは公務員の賃金も下がっていますから、こういう実態の中で3省協定が結ばれていると思ってまして、これはコスト縮減というふうには捉えていません。

コスト縮減では、審査室で工法、材料がどうなのかというような技術的な見地からのコスト縮減が図られないかと検討していますので、労務賃がコスト縮減になっているという認識ではないということだけはご了解いただきたいと思います。

○古沢委員

承知しています。ただ3カ年の数値目標を達成する上で、今おっしゃられた中身だけで目的が達せられなかった、見通しが立たなかったのではないのか、結果として労務費を目標達成のための強力な応援団として呼び込んだのではないのかという疑いを私は持っているわけでして、市内がどういう状況になっているのかということが大変心配なので、ぜひ行政も頑張っていただきたいと思うんです。

-----  
○武井委員

市営住宅整備について

入船の特定目的住宅は、先ほど23戸を建てたと説明がありましたが、申込者はどのくらいありましたか。

○住宅課長

実際の申込者というか、審査した人数については86名です。

○武井委員

3倍以上の募集者がいると。それだけ皆さんが関心を持っているというか、希望している数字だと思うんです。

したがって、私がいろいろな人たちの意見を聞きまして、なぜ少ないのだろうか、私たちも理事者の立場に立って、いろいろな意見もあるけれども、市は努力してますということは、話はしましたが、やはり高齢化社会がどんどん進む中で、まだこれでは少ないんじゃないか。

特に、女性の高齢者で独身者が入るところを増やしてほしいと、もちろんこれは特目の中にこれも入るわけですが、今後どんどんやってほしいと思いますが、今の計画の中ではどうなっておりますか。

○住宅課長

私が86名と申し上げましたのは、12戸の募集に対して86名ということで、倍率は7.2倍ということでございます。

残りの11戸につきましては、長橋B団地が用途廃止しまして、そこの希望者の部分ということで、特定入居させた分でございます。

一般的に単身高齢者については、既存の住宅、長橋と同様に、最上、オタモイも、実態としてはそんな状況になっているのは十分認識してございます。お年寄りという点では、やはり住環境、利便性、こういった部分では今後の建て替えにおいて十分配慮していかなければならないと認識してございます。

○武井委員

今年は21世紀プランの実施計画3年目で終わりの年なんです。平成13年から新たに3年間の実施計画ができるわけですが、これらの中でお年寄りの切実な声を反映してほしいと思いますが、部長いかがですか。

○建築都市部長

公営、市営住宅については、計画的に建て替えが進めているわけですが、小樽の場合は単身高齢者、女性に限らず男性にも多くなってきていますので、1LDK、2LDKについては単身者が住めるようにと考えていますので、その調整をしていきたいと。また、入船のように単身高齢者向けの住宅を建てるというのは、現状としては難しいです。先ほど言ったように、建て替えの中で取り入れていくことで検討しようと思います。

○武井委員

今回の入船住宅についてもいろいろ聞かれました。バス停から急に登らなくて良いとか、少し遠回りだが平らな道を歩けるから良いと言う。お年寄りはそういう内容まで知っているんです。

私はこういうお年寄りのための住宅というのを、全道一の高齢化率なので、中心部で建てるほど良いと思

う。したがって、これからも単独事業ではできないと言いましたけれども、「市民とともに歩む21世紀プラン」ですから、ぜひとも予算要求をしてほしいと考えます。

それから駐車場の問題なんですけれども、10区画と言いましたか。

○住宅課長

11区画です。

○武井委員

11区画ね。私はこの12戸のお年寄りと同時に一般の住み替えの人たちもいるとすれば、この11区画では足りないと思うがどうするんですか。抽選か何かにするんですか。それともこれからも一次は抽選しておいて、今後広げて、増やしていくという考え方なんですか。

○住宅課長

駐車場の11区画は高齢者向けになっています。23名の入居者のうち、車を持っている方が2、3人いるという状況です。高齢入居者のためというより子供等の訪問時の来客スペースに使う、車を持っている方というよりも、むしろ来客のためということで、住居専用地域で駐車場が少ないものですから、11区画整理しました。

○武井委員

今後、年寄りほど足が弱いので車を利用するということで増えるかもしれませんので、そのような需要を考えながら、需要と見比べながら取り組みしてほしい、これは要望しておきます。

陳情第40号関係について

ここで2点ほどお尋ねしておきたいんですが、市の条例などから考えれば、陳情第40号のアーチの問題なんですけれども、道路占用者台帳に許可年月日が入っていないんですよ。この許可年月日が入っていないということは、5年間という保管の時期が経過しているから処分したというお答えなんですけれども、現実にはその物件から市が占用料をもらっているわけですから、5年経過したから申込書を含めて処分したと、こういうことは私はすべきではないと思うんです。

目的物がなくなっているのであれば良いのですけれども、まだ目的物がある。しかも占用料をもらっている。こういうものについては、台帳ばかりでなくて申込書も含め、もちろん台帳には許可年月日もきちっと記載する。

本日視察したが、いつ建てたのかさえわからないのでは審議しようがないんです。

ですから、占用物件が現存するものについては、5年でなく書類を保管しておくべきだと思いますが、いかがですか。

○土木部管理課長

今回の件につきましては、委員ご指摘のとおり、台帳に許可年月日が記載されていないということでございます。ただ、申請書は保管にも、それなりのスペースも必要ということで5年となっています。

この件については、課内でも話し合いましたけれども、申請書に記載されている内容が、そのまま記載されるように台帳が書式化されています。そういった中では、申請書の内容が台帳に的確に記載されていれば、申請書が仮に5年で破棄されてもそれは問題ないというふうに判断しておりますので、現在、台帳記載は担当も気をつけて取り扱うようしています。ただ過去にはこういった問題があったということも事実でございます。

○武井委員

5年間ということを条例で決めていくようにするべきだと思います。この占用目的もそうですが、陳情者は「池田バンビアーチ」と書いてある。市の占用目的は「アーチ」としか書いてない。ただ申込書は「バンビアーチ」となっているんです。だから占用目的は大ざっぱではなく、5年間で整理するとすれば、このような占用実施時期、許可月日、占用目的もそういうふうにする。5年間で処分するとすれば、市役所は2、3年で異動するのが普通ですから、そうすると後の方々は非常に苦勞すると思うんです。

ですから、現存する物件については書類を残し、できるだけ台帳にも詳細に記載しておくべきだと思うんですが、部長どうですか。

○土木部長

先ほど管理課長がお答えしたようなやり方になると思いますが、過去に私もほかの案件の関連で台帳を見たことがあるんですが、簡易な書き方をしているということで、指摘があった詳細な記載がされてないと、それはあるというのを承知しております。

しかし、申請書といっしょに他の書類も保存しておくというのはスペース的に難しいので、管理課長がお答えしましたように、台帳の中に内容、目的等を正確に記載するということで対応していくしかない。

ペーパーレスという資料整理も将来的には可能な部分がありますけれども、現状では今、申し上げたような対応が限界かなと思っています。

○武井委員

それでは私は納得できないんですよ。

例えば、本日視察した箇所も詳細がわからないと。私は建設常任委員を16年やっているものだから申請書も理解していますが、図面に色塗りもしてあって問題点も細かく書いてあるんです。

また、使用目的、具体的な寸法なども記載されている。

誰もわかる人がいなくなってから、こういう陳情が出てくるわけです。番号をつけた書類を残すだけで十分保管できる。占用期間が終了したものは廃棄して、現存するものだけにしても半分か3分の1を残すだけで良いと思う。継続性があるものは、きちんと残すべきだと。

今、共産党の資料要求で契約管財課から平成6年度からの書類が即時に出てきた。必ずしも一緒にはできませんが、現存するものだけでも残すべきだと思います。いかがですか。もう1回答弁してください。

○土木部長

先ほどお答えしたことに尽きるんですが、もう一つは前の定例会の中でも委員の方から無法というか、無許可状態の占用物の関係の整理についてというご指摘もあって、私どもとしても把握をしているんですが、現地調査をしながら確実に処理をしていかなければならないということもあって、所有者との関係も協議をしながら、占用扱いにする、ないしは撤去させると、そんな指導もやっています。

今後、こうした業務が増えるということがありますし、契約管財課とは取り扱いが違いますのでご理解願いたいと思います。

○武井委員

私は納得していないので次の代表質問に持ち越します。土木部長の方で整理をしていただきたい。どのぐらい件数があって、どれだけの膨大な資料なのかも含めて聞きますからご用意ください。

勝納川の整備について。

21世紀プランの実施計画の中にもあり、私が代表質問の中で質問しましたが、勝納川の魚道を含めた整備について、今年度の予算額と事業内容を教えてください。

○土木部管理課長

土木現業所からの情報では、今年度の予算額は1億4,000万円。内訳は工事費が1億円で環境調査等で4,000万円と伺っております。

○武井委員

1億円の工事費で勝納川の魚道整備は行われるのですか。

○土木部管理課長

勝納川には12基の魚道があります。本年度は河口から2基の落差工の改修を、いわゆる魚道整備として改修を行

うというふうに聞いております。

○武井委員

ありがとうございます。一步進んだ中身で非常に喜んでいるわけですが、お願いなんですけれども、サケが恐らく9月の下旬から遡上してくると思います。遡上中に工事をやっている、せっかく産んだ卵が工事のために入ったブルで痛んでしまう。泥の中に埋まってしまったら孵化しないわけですから、予算が決まったのであれば、8、9月というサケの遡上期間を考慮して工事をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○土木部管理課長

土木現業所では、実施設計を近日中に発注して秋に完了する予定とのこと。そうすると、工事施工が秋以降ということになりますので、時期は恐らく外れるんじゃないかと思いますが、土現と協議したいと思います。

○武井委員

私たちが技師の方と現地調査などをして、コイなどを放流して川の美化にも努力してきたことはご存じと思いますが、この漁礁の整備なんです。今の課長の言った落差工の2基、川下の2基の問題ですけれども、あの1基目の下あたりみたいに、砂利が泥化して、泥の中に埋まっている砂利です。そこで卵を産んでばたばたしているわけですが、2基の工事をしていただくのであれば、そのときは漁礁の砂利化といいますか、そういうようなことも合わせて施工してほしいということをご要望しますが、いかがでしょうか。

○土木部管理課長

今の件につきましては、土現の方にお話ししたいと思います。

○武井委員

5年、6年経過してやってきたサケですから、是非お願いをしたい。しかも今上がってきているサケの中には、5年生ぐらいのものが来ている。自然孵化したものが来ているということなので、自然孵化しているものは勝納川しかないんです。ですから、そういうことでお願いをしたいと思います。

於古発川整備について

今回の実施計画の中で、於古発川の調査費として300万円が平成10年度から3年間、継続して予算化されています。これはどんな調査をするための予算なんですか、お答えください。

○建設課長

於古発川の調査費ですけれども、これは河川台帳を整備するための用地測量費でございまして、平成11年度、昨年度で終了してございます。

○武井委員

河川の維持管理費の中に沈砂池のしゅんせつということで9,900万円が予算計上されていますが、この沈砂池の汚れはすごい。ゴミと泥の中をサケが泳いでいるわけで、泥の上に船を浮かべてサケを救っていくと新聞などで報道されたことがあるんですよね。このような状況は、市民のマナーの問題といえども、川の沈砂池は非常に汚れていると。

水道局の鰐淵次長が土木部にいた時、汚い沈砂池にサケが遡上するのはかわいそうだから、旭橋のところに網を張って入れないようにするということまで言ってくれたんです。泥の中にいるのがかわいそうですから。こういうことまで言われたぐらい汚れているんです。

あの場所は観光客が一番多い。そこへ汚い水。サケが上がらないように、あるいはゴミをとめるために柵がされているわけです。ところがサケは柵まで飛び越えて上がっていくんですね。そして周りがコンクリですから、その上に卵を産みつけようとしている。一昨年も50匹以上が遡上していったわけです。今回のしゅんせつ事業には箇所付が入っていません。ただ河川の維持管理費ということで9,900万円があるわけですが、於古発川の観光客のためにも、この箇所のしゅんせつも含めて維持管理してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○土木事業所長

今、委員のおっしゃいましたご指摘の中の於古発川の沈砂池なんですけれども、毎年、11月頃にいろいろな川の沈砂池も含めて、年1回のしゅんせつは行っております。それ以外に、週の火曜日と金曜日の2回、於古発川沈砂池の水面にゴミが浮遊している場合、必ず清掃している状況でございます。

○武井委員

そうすると、私が見るときだけ汚れているんでしょうか。非常に汚く、特にサケが戻ってきたときは、サケを見るために人が於古発川へやってくる。そうしたら汚い沈砂池がある。そうすると毎年、しゅんせつか、泥をすくっていると理解していいんですか。

○土木事業所長

毎年秋口に1回、必ず実施しております。

○武井委員

秋口ではだめなんです。サケはもういない。その前にやってもらわないと。僕はその前に行っているのきれいな時に遭遇しないということなんですけれども、その時期を逃さないようにしてほしいんです。

それから於古発川の川底のコンクリ、調査費の中でどう調査されるのかわかりませんが、あそこで卵が産めると観光客がカナダに行ったように、喜ぶと思うんですね。

街中でサケの孵化を見学できるということはすごいことなので、今、真駒内で河床のコンクリをまた元へ戻していく工事が施工されていると聞いておりますが、於古発川もそういう方法の調査研究をしてほしい。それだけでも早くと思いますが、いかがですか。

○建設課長

市内の河川は急流なものですから、例えば札幌市でやっているように河床を全部昔の移動床といいますか、普通の石が動く状態に戻すということは、現実的にはちょっと無理があるかなと認識しています。

ただ、コンクリートで固めることは、生物の環境には決して良いことではございませんので、於古発川の整備を検討する段階では、できるだけ生物、環境にある程度対応する工法といいますか、そういったことは考えなければならぬと思っています。

○武井委員

今、松村部長がここにいらっしゃいますけど、この方が於古発川を担当したときには、於古発川が生き返るような、河川公園のようなすばらしい構想を我々に示したことがあります。

その部長がここにいらっしゃるわけですから、恐らく今の答弁のような考え方ではないと思うんですけれども、部長いかがですか。

○土木部長

今の話は数年前のことなんですけれども、当時は於古発川そのものが環境保護も含めて、昭和37年の災害以来ですから、もう40年ぐらい経過しているんですね。於古発川流域そのものも都市化が進んで、大雨の時の流出量も増えている。そういう問題が一つあります。

もう一つは運河、北一硝子等の観光客を街中に戻すために付加価値をつけた河川と街路整備を具体的にやろうと、そんな中で生態系の関係も含めて考えたときに、産卵礁もつくれて、湧水で産卵をしてという構想を描いたこともあるんですが、残念ながら、国道上部に市場があるとか、トンネル、河川の問題とか、あるいは建設省で適当な工法、方針が見つからないという中で今に至っています。

そんな中で、今も土現、道の河川環境課と交渉していますが、小樽として何ができるかということで私も興味を持っていますが、これは建設省河川局の考え方もだんだん柔軟になってきてはいますけれども、やはり防災、治水がまず第一義的というか、その部分が重点になるので、その問題をどう解決するかが第一という気持ちながら、良い

方法を、今の全体の問題含めて考えていきたいと思っています。

○武井委員

今度は築港地区再開発室の室長ですけれども、築港へ来たお客さんを中心部に誘導すると、こういう目的も於古発川に課せられていたわけなので、私どもサケの会は、松村部長のおっしゃった構想をもとにして、あそこで産卵するところを、地下道を掘って観光客の方が産卵している場所を水族館のようにして見えると、こういうような構想まで僕ら立てたわけなんです。

我々も市の示した方向に沿っていろいろと準備したが、負担がどれだけかかるかわからない。

しかし、築港には観光客1,300万人が来訪しているわけですから、このお客さんを中央に誘導したい。私が中心市街地特別委員会の委員長だった当時の中心部の商店街からの要望です。1,300万人の130万人ですから1割でもいいと思っていたんです。

だから観光客を呼ぶためにも、川底に砂利床ができたとなればお客さんも歡ぶ。

あの川の奥は水源地なんです。ですから水は非常にきれいなんです。今、市場の問題が出ましたが。市場も川沿いにあれば、川のそばに駐車場を作るといった意見も出てきます。

この於古発川の河床はコンクリから自然にするべきだと、こういうふうに思いますので、今までの歴史の経過など踏まえて、建設課長がそれは無理だと言わないように、市民の気持ちを裏切らないように、調査研究費の300万円の中で検討してほしいと思いますが、決意のほどを鈴木課長から聞いて終わりたいと思います。

○建設課長

委員のおっしゃった300万円の調査費ですけれども、昨年度で終えております。現在、建設課では予算を持ってございません。実施計画の中には入っているが既に終わっております。

於古発川につきましては、現段階ではまず現状把握という意味で調査結果、先ほど言ったこの台帳整備のための用地測量の結果に基づきまして、現況図面を起こしている。その中で占用物件の問題がありましたけれども、川の上にいろいろ物件がございます。そういったものを今調査して、最終的にまとめている段階でございまして、それに対して先ほど部長が申しましたように、まず河川の整備における第一義的な目的は治水対策として、将来整備する場合にこれだけのものが必要なんだと、この辺を順次検討しながら、最終的には市街地活性化の中でどういう生かし方があるか、そういった順序立ててやらなければならないと思っていますので、時間をお借りしたいです。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたしまして、公明党に移ります。

○高橋委員

市営住宅の維持・補修マニュアルについて

平成12年度の予算で、住宅管理費の中に市営住宅施設整備費というのが1億9,000万円計上されております。この内訳、金額を教えてください。

○住宅課長

12年度の施設整備費1億9,000万円の内訳でございますけれども、大規模修繕ということで計画的に実施している修繕でございます。これにつきましては約8,800万円。それと退去時に修繕して、また新しい入居者を迎えると、あるいは、突発的に出る補修など小修繕で8,200万円、それと電気保安、またエレベーターとかの保守点検業務がございます。この部分で1,800万円。それと細かい部分ですけれども、原材料の購入等で400万円、合わせて1億9,000万円になります。

○高橋委員

今のは12年度ですけれども、11年度についても教えてください。

○住宅課長

11年度につきましては、予算額が1億8,000万円ということでございました。内訳は大規模計画修繕につきましては7,800万円、それと退去時の基礎修繕では8,200万円、それと保安とかエレベーター保守点検の委託料といたしましては1,600万円、それと原材料の購入ということになってございます。

○高橋委員

11年、12年と聞きましたけれども、項目、金額が固定化されているようなんですけれども根拠になっているものは何なのですか。

○住宅課長

根拠と申しますのは、公営住宅の維持のために入居者の住宅に対しての保管義務と申しますが、保全義務がございますけれども、建主である事業主体につきましても、国の補助金等々入ってございますので、自治体の意志ということもございます。そういった中で、当然計画的に修繕しなければならない。あるいは退去した後には新しい入居者を迎えるということで修繕すると。こういったことは当然やらなければならないということで計上させていただいております。

○高橋委員

修繕の内容を計画されているということですが、中長期的に計画をされているということですか。

○住宅課長

大規模修繕につきましては、中長期的に建築課の職員と一緒に施設を回りまして、そういった中で緊急度合い等を加味して、限られた予算の中で計上させていただいております。

現在の計画につきましては、第5次5カ年整備計画で整備しまして、年度的には11年から15年です。

ただ、緊急を要する部分が出てくることもあります。こういったことにつきましては、優先順位の中で年次的に若干遅れることもございますけれども、基本的にはこの計画に沿って修繕を行っているのが現状でございます。

○高橋委員

毎年、計画の見直し、今後の方策と申しますが、正当性ということは協議をされておりますか。

○住宅課長

毎年度見直しはしてませんけれども、緊急的な大きな修繕が入った場合に年次のずれが生じますので、そういった中では建築課サイドと協議し対応しています。

○高橋委員

計画するメンバーは建築課、住宅課の方だけですか。

○住宅課長

基本的には住宅課計画係、建築課の設備、建築の職員で相談して計画を作成します。

○高橋委員

公営住宅法第13条の3に管理義務があります。事業主体は常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならないと、こういう条項があります。その次の第2項に家賃の決定とありまして、この項目に修繕費があります。この修繕費の内容と市営住宅施設整備費との関連はどのようになりますか。

○住宅課長

従前、家賃を決定するに当たりましては、当然建物の減価償却に加えて、修繕費等の積算があったと聞いています。現在の家賃算定等につきましては、近傍同種の家賃の上限というんですか、民間と比較して家賃を決定いたします。

ただ、実際には近傍同種という家賃決定も、その決定の仕方は国で示されているんですけれども、その中には建

物の再評価価格、減価償却、キズを負ったときの修繕費等が入っているのかなと、私も詳しくは資料を持ってきておりませんが、そういった中身になっております。それは修繕料にかかっていますから家賃が高くなるとか、そういうような家賃の決定ではございません。

○高橋委員

単純にこれを読むと、家賃に当然修繕費が含まれているとなれば、一定年度の年数がたった場合には、例えば入居者の中からここを直してほしいとか、恐らく直してほしいという要望が出てくるかと思えます。その点についてはどのように受けとめられているんですか。

○住宅課長

基本的には家賃を徴収している中では、そういった部分を加味するということはあるかと思えます。

ただ実際上は、入居者が持たなければならない部分、大家が持たなければならない部分というのが、ある程度すみ分けはしてございます。消耗品ですね。戸車、ガラス、あるいは錆びるなど、取り扱いによっては消耗が激しくなるとか、こういった部分である程度のもはやっておりますけれども、基本的には躯体の部分、あるいは過失によって壊された部分とか、それ以外については事業主体で持つと、こういうことである程度のすみ分けはさせていただきます。

○高橋委員

これは入居者1人1人が承知をしている内容ですか。

○住宅課長

入居時に、入居のしおりをお渡ししてまして、その中でこういった項目を謳ってございますので、基本的には皆さんに注意してもらっています。また、問い合わせがありますけれども、その都度こういった状況をご説明申し上げているのが実態でございます。

○高橋委員

民間マンションでは、保全、維持保守のマニュアルが出てきて、例えば5年、10年経過したときには、こういう修繕、改修をするという流れが出てきているように聞いております。

今のお話ですと、目安は提示してあるということなんですけれども、例えば入居を長くされている方で、畳、建具、こういう部分については、1回入居してしまうと変えてもらえないという話を聞くんですけれども、どうなんですか。

○住宅課長

畳につきましては、資料が手元にはないのですが、大体10年前後が取り替えの目安なのかなと、数字的にはわかりませんが、そういったことで取り替えはやっていると思っております。

また、途中で退去された部屋に新しく入る場合、こういった場合は畳の状況に応じて表替え、床替え、こういったことで新しい入居者を入れるときに対応をさせていただきます。

○高橋委員

今後、市営住宅の維持補修、保全についての一定のマニュアルとか、実施計画もある程度わかるような形でつくった方がいいのではないかなと要望するんですけれども、この点はどうでしょうか。

○住宅課長

現在5カ年整備計画に基づいてやっています。ただ民間の状況も示されたわけなんですけれども、そういった部分でのマニュアル化とか、あるいは計画とか、この点は再度、建築課と協議、検討したいと考えております。

-----  
○委員長

公明党の質疑を終結いたしまして、市民クラブに移ります。

○大島委員

祝津山手線の信号機設置について。

1定でも質問いたしましたが、昨年、山田市長になりまして、市民から市長への要望というんですか、市長への手紙ということでたくさんの応募がありました。その中で祝津山手線、高島小学校付近の横断歩道に信号機をつけたい、あるいはバス停の移動、または拡幅、そういうことを訴えた手紙がございました。それに対して理事者より返事があった。そんなことで質問をいたしました。

1定で質問しました時に、雪解け早々に調査したいという答弁でございましたけれども、いつ、どのような調査をしたのか、まず合わせてお聞かせください。

○土木部管理課長

市民からの手紙で、大きな問題は信号機の設置かと思います。

これにつきましては、交通安全対策課と土木事業所と警察の3者で交通安全調査を4月に行っております。

○大島委員

4月に調査をした結果、どのような判断をされたのか、教えてください。

○土木部管理課長

この窓口は交通安全対策課になっておりまして、土木部も情報を常に入れるようにしております。その中で聞いたところによりますと、小樽警察署としては、通学路でもあり子供たちの安全確認の必要性は認識しているという見解です。

また、北海道公安委員会へ上申しているが、公安委員会から連絡は来ていない。最終的にこの設置につきましては、公安委員会の判断となるということですから、そういった中では警察としても今後とも要望していくということでございます。

○大島委員

そうしますと、小樽署は通学路の横断歩道でもあり、特に信号機の必要性はありと、そのような警察の判断でございますね。それに基づいて公安委員会への要望をしている。あとは公安委員会がどういう判断を示すか、その回答待ちということでございますけれども、小樽署が必要だということで公安委員会に要望をしているのに、だめだという判断はあるんですか。

また、公安委員会の返事待ちだと言っておりますけれども、この返事は時間がかかるものなんですか。

○土木部管理課長

これも交通安全対策課からの情報なんですけど、北海道公安委員会は全道を係員2名で市町村からの要望箇所の現地視察をしているそうなんです。現在、公安委員会自体が作業中で回答が来ていないという状況かと思います。

また、警察が要望したものが公安委員会でだめだということになるかならないか、私もその辺はわかりません。

○大島委員

いずれにしても、土木部で1定後早々に現地視察をした。また、警察の方でも必要性はありと、しかし公安委員会の判断だと、公安委員会も全道を2人か3人で現地調査していつになるかわからない。それでは公安委員会の見解は、いつになるかわからないというのが答えなのか、あるいはもう一步突っ込んで、それでは小樽の何力所かわかりませんが、公安委員会が現地視察をするのはいつ頃かを問い合わせをすることはできませんか。

○土木部管理課長

確認したいと思います。

警察としても過去に信号機の設置要望があって、何年もかかったこともあります。それは公安委員会自体が予算を持った中で、全道市町村からの要望を一つずつ処理していくということになりますので、要望してすぐつか、

つかないかという、そういった問題もあると思いますので、その辺の確認は再度してみたいと思います。

○大畠委員

この問題については私も絶対必要だと判断をしておりますので、良い答えが出るまで質問を続けたい、そのように思います。

上赤岩道線の整備について。

去る5月30日、赤岩会館におきまして上赤岩道線の工事説明会が行われました。集まった方は大勢ではございませんでしたが、この工事で一番影響があるといいますが、少人数ではございましたけれども、そのような地域の方々の集まりでした。

その中で、赤岩側から行くと砂防ダムが上流にございまして、沢水について近所の方からどういう工事をするのか、道路以外にも沢水に対する意見が、質問が出ておりました。

私もその周辺は熟知しておりまして、特に春先の融水時期、あるいは秋口には大変な地域だと思っております。

地域の方々が心配するのは当たり前だと思いますが、そういう要望に対して今後対策を検討したいという答弁をしておりましたが、この点について何か話し合いをされた経緯があればお答え願います。

○建設課長

説明会后、家のそばが非常に危険と話が合った箇所ですが、その部分を調査いたしました。

その中では差し迫った危険性というのは感じなかったわけであります。ただ、春の終わりに非常に増水するというところでございましたけれども、現地はかなり深い沢の状態になっています。そういう自然河川なんですけれども、そういった状態というのは全市的には非常に多いわけです。

最近の要望は、あの地域に限らずいろんな場所から出てございます。そういった部分をすべて短期間で対応するというのは、なかなか困難なわけなんですけれども、今までに起きた被害の状況、当面の危険性等を見ながら、緊急性、優先度に応じて順次進めているというのが河川整備の実態でございます。

現地につきましても、差し迫った危険性というのは感じなかったわけなんですけれども、道路整備が進む中で、河川から雨水渠に切り替えていく箇所もございまして、上流にかけて河川が今後どんなふうにも大雨のときに変化していくのか、そういったものを様子を見ながら、どんな対策が必要になるのかを検討していきたいと思っています。

○大畠委員

昨年の工事で雨水の誘導管というんですか、それを法面につけました。その沢にはヒューム管というんですか、大きな黒管の取り付けをしたんですけれども、春先に水があふれて、住宅周辺、道路も水びたしになった。そういうことで地域の方が土現に連絡をして、1トンぐらいの大きな管が数個並べられた。そういう内容の説明もございました。

いずれにしても工事で予想ができなかった水が出たんだと、前段で申しましたように水の出る時期がありますので、この件については地域の方々が安心して暮らせるような整備の仕方をしてほしいと要望いたします。

続きまして、祝津山手線の拡幅工事にかかわりまして、祝津のクランクが工事中ですけれども、今年の目標はどのようなになっているか、また支障物件等についての状況もお聞かせください。

○用地対策室主幹

ただいまの祝津山手線の拡幅にかかわります支障物件の移転経緯でございますが、平成8年度に事業認可を得て件数としましては26件ございます。それで平成9年度には5件、それから平成10年度には8件、11年度には5件の物件補償を行ってございます。

それから、本年度の予定でございますが、これにつきましては残りの8件部分につきまして、鋭意用地交渉を進めているところでございます。

なお、事業ベースの進捗率でございますが、約90%ほど完了しています。用地補償にあわせて本工事を同時に施

工していくということで、年度内完成を目途に事業に取り組んでいるところでございます。

○大畠委員

そうすると12年度は支障物件8件について見通しがつき、年度内に開通ができると理解してよろしいですね。

塩谷街道の石垣崩落事故について

塩谷街道の色内小学校西の寺の側溝工事にかかわって、4月に崩壊事故がございまして3名の方が亡くなっています。その後、工事が中断されて現在も片側通行になったままですけれども、事故原因の究明、これは鋭意やっているようでございますけれども、シートで覆われたまま残されているということは、何か問題があるのか、また原因については解明されたのか、この点についてお聞かせください。

○土木部長

石垣崩壊の事故内容とその後の対応については、事故は4月26日に発生しまして2名が亡くなり、1名が重傷を負う事故になりました。原因につきましては現状調査、現場検証、おのおの4月27日、29日に警察、道工大、北大の教授等々の立ち会いのもと行いまして市の事情説明をしました。事情聴取については6月7日に受け、約2カ月かかっていますが、まだ警察から事故の原因について特定をする報告はないというのが現状です。

それから、シートで覆われた片側通行が続いている状況については、道路管理者としてどのようにするかということで、一番目は将来的に立件されて寺側の管理不十分とされること、二番目は受注業者の工事の問題、三番目は市が事前に予知できなくても、発注した市にも責任が認定されること、予想されることはこの3つです。結論をずっと待っていてあの状態というのは、道路管理者として問題があるという認識を私どもは持っています。

これまでの復旧については、市で災害の取り扱いでやっていますが、最終的に寺側に全部責任がありとしても、復旧には現行の宅地造成法では、許可にならない復旧になります。

ですから、現行法であのような法面をどう処理できるのか、市ではとりあえず平面測量、それから構造体をつくる必要があれば、支持層がどの程度あるのかということのボーリング調査を何力所かやっております。

それから平面プラン、どこに何があるか、こういったものを今調べまして、最終的に現行宅造法でクリアできる現場の復旧と、経費的にどの程度になるのか、この辺をお寺に示し、お互い瑕疵がどの程度あるか、寺側に問題があるとなれば、寺側の工事費の負担があるという、こういうことを合意できるよう話し合いをしながら、市で施工して工事をやるという、このあたりも視野に入れて、調査、測量がお盆ぐらいまでかかると思いますので、その後本格的な復旧工事をやるという、こんなスケジュールを描きながら対応したいと考えております。

○大畠委員

工事の再開については理解しましたが、あそこはすぐ近くに色内小学校があって子供たちの通る場所ですので、あのままということは危険ですので、雪が降る前に元どおりになれば結構でございますけれども、それが無理であれば、行き違いできる道路の整備をしていただきたいと思います。とっております。

小樽余市間の広域農道について

最上町から塩谷を抜けて余市までの広域農道、フルーツ街道ですが、この管理者は誰になりますか。

○土木部管理課長

小樽市でございます。

○大畠委員

余市までですから、小樽市の行政区域は小樽、その先は余市、あるいは仁木も関係するだろうと思います。開通してかなり年月がたっておりますけれども、車両の通行量というのはどのぐらいですか。

○土木部管理課長

ここの交通量調査というのはしておりません。それで以前に国の交通政策の関係で推計した数値がありまして、地区によって違うとは思いますが、ピーク時の日最大で5,000台という数字が一応出ています。しかし、その後は

通行量がいんな状況の中で減ってきていると我々は認識しております。

○大畠委員

開通以来、交通事故が多発しておりました。私も何度か通っておりますけれども、坂、カーブありで、これは危ないというのが私の実感でございました。

交通事故が多発して、その後この道路に対しての交通安全対策といいますが、その改修のたびに何か手だてをしたのかどうなのか、お聞かせください。

○土木部管理課長

今、委員おっしゃいましたように、開通は平成5年8月なんですけど、平成7年から9年にかけて事故が多発いたしまして、そういった中で小樽市、仁木町、余市町、それから小樽警察署のメンバーで会議を数回持ちまして、安全対策についてどう対応していくか、ハード、ソフト面で対策を講じていくということでやってきました。

ハード面、いわゆる道路構造自体をいじるという、現実的には無理だということで、そういった事故が多発したという経過も踏まえまして、カーブの警戒誘導標識、案内標識、トンネル内の照明の改善、視線誘導標、そういったものを鋭意設置してきたところであります。

設置は集中的にやりましたので、警戒誘導標識で78カ所、案内標識で13カ所、視線誘導標はトンネル内も含めまして450カ所ぐらい設置したところでございます。

○大畠委員

私もあそこは非常に走りづらいといいますが、ちょっと自信がない、こういう道路なものですから、倶知安方面や積丹方面へ行くときには国道5号線を通っていくんです。

先々日の日曜日の夕方、後志の帰りに5号線を通ってきましたら、桃内のトンネルを出たところから行楽の帰りだと思うんですけども、ずっと車が渋滞しているものですから、Uターンしまして桃内から忍路を通して、広域農道へ入っていきましてながら。何でこの道を知らないのだろうかというぐらいの交通量。これが海側の5号線を見ると相変わらず渋滞。

当初の計画では5,000台ということでしたようなんですけれども、そのころより交通量は減ったということで全く私も同感なんですね。周辺工事があるのも影響があると思います。5号線の拡幅工事があると思いますけれども、いずれにしても大変すいていたんです。

しかし来週月曜日からと思いますけれども、桃内のごみ処分場がオープンする、そうするとごみの搬入、搬出、この車両も結構あるわけです。

これらについてどのくらいの台数が増大するといいますが、関係の車両が増えると思っているのでしょうか。

○土木部管理課長

この数値は環境部で調査したものですけれども、一般廃棄物の直営、委託合わせて1日に70台ぐらい、他に産廃の許可業者もございますので、それが230台ぐらい、合わせて300台ぐらいが1日に往来するだろうと聞いてます。

○大畠委員

日300台となればその分が増えると思います。管理は市ということでございますが、ごみの搬入口といいますが、あそこは小樽から行くとトンネルを出て左へ折れる道路、そこで踏み切りを渡っていく。また、少し下って入る道といいますが、この2カ所あると思うんですが、ごみの搬入車両というのは、どちらから出入りするのかわかりませんけれども、この道路を走って感じたことは、小樽側に出るときに非常に出づらい。カーブミラーがあったか定かではございませんけれども、右側はトンネルですし、先ほど申しましたようにドライバーがスピードを出して走っている。

事故防止のために何か工夫が必要ではないかということで、先々週の日曜日に走ってきたわけなんですけれども、管理者はどう考えておりますか。

○建設課長

2本の出入り口があるというお話でしたけれども、まず桃内本通りの方の十字交差がごみ処理場の出入り口になります。その手前、小樽から行く手前に斜めに入る、反対方向に入る、戻ってくるような入り口がありますが、あれは管理棟の水処理施設に行くための道路でございまして、一般のごみ運搬車が入る道路ではありません。

それから桃内のごみ運搬車が入る交差点での安全対策につきましては、カーブミラーは一応ついてございます。ただちょっと見づらいとか問題があり、角度についても調整した経緯がございます。

そのほか右折のための付加車線をつけて、フルーツ街道のあの交差点だけ若干拡幅という工事も去年行っております。

それから余市側から来ますと、カーブで下りながら来て見通しがよくないということもございますので、まだ決まったわけではございませんけれども、事前に予告するための何らかのサインをつけるなり、そういった部分を含めた安全対策というのを公安委員会と相談しながらやっていかなければならないというふうに考えております。

○大島委員

いずれにしても、これから市の関係の車両がたくさん出入りするわけですから、交通安全対策については管理者として万全を期していただきたい。要望いたします。

除雪問題について。

冬期間の雪捨て場について。市の管理する雪捨て場は陸海上合わせて何カ所あるのか。雪解け後の清掃はどのようにしているのかこの2点についてお聞かせください。

○土木部主幹

まず1点目に、海上、陸上に何カ所雪捨て場があるかということですが、海上につきましては、去年は3カ所で捨ててございます。陸上については12カ所。合計15カ所で処理を行っています。雪解け後の清掃につきましてはですけども、海上は深水測量、海の深さをはかりまして、土砂等の堆積状況を把握、確認をいたしまして、必要に応じましてしゅんせつを行います。昨年についてはしゅんせつを行っています。陸上につきましては、雪解け後、雪の中に混じっておりますごみを手作業で回収を行っています。

○大島委員

これも陸上の12カ所のうちの1カ所、祝津の豊井浜、ここは陸上なんですけれども、ここに数年前からごみがある。今年も若干雪が土砂に覆われて残っております。私も改めて思ったんですけども、排雪の時にいろいろ混ざってくるのかということは、改めて雪が融けてびっくりしました。実は去年ですけども。

今年も、あそこは交通の便が良いだけに、夏はキャンプ、海水浴、多くの市民が憩える場所なんですけど、先日、あそこを通りましたら、ごみがひどくて市に電話をして清掃してもらったと、浜で遊んでいる方がそのように言っておられました。事実かどうかわかりませんが、この方は頻繁にそこを利用される方でございます。また自分たちも海で遊ぶということで、海岸線の道路脇が崖になってますが、海岸線の清掃をいつも利用するからやっているそうでございます。

集めたごみは市で回収するというので、それを続けているそうでございますけれども、それで雪捨て場の解けた後の清掃はどのようにしているかということをお聞きしました。

この祝津というのは環境部が清掃したということでございますけれども、市内12カ所の清掃は毎年やっておられるのでしょうか。

○土木部主幹

清掃については雪を受けた後、場所によって受ける時期が違い春先のところもあります。今の時期でも解けていないところもございます。委員が言われたところについても若干まだ残っています。山の中でもまだ解けてないところもありますけれども、最近、景観を乱すということで電話等をもらうんですけども、できるだけ標示等をつ

けておるところです。

○大島委員

清掃については、今後もいろいろ気をつけていただきたいと思います。

次は、悲しい事故でございましたけれども、2月か3月に花園グリーンロードで除雪時の人身事故がございましたが、これは原因が解明されていなかったようでございますけれども、その後の経過についてはどのようになっているのか、お聞かせください。

○土木部次長

1月27日に起きた事故ですが、その後実況検分等をやりまして、市も警察当局からの事情聴取を受けて今日に至っております。

先ほども質問ありました資料の問題も含めまして、部長は警察にその後の状況を聞きに行きましたが、6月にお邪魔した段階でも事故の特定ができない、大分時間がかかる、こういう現状にございますので、私どもの管理している敷地での事故ということは自覚しておりますけれども、事故原因がまだ定まっていないといいますが、事故原因が特定されていない現状では、被害者のご両親等に対する市の対応というのは控えています。

○大島委員

いずれにしましても、原因究明には時間がかかるとお聞きしましたので、夏を迎えるわけでございますけれども、遺族と誠意のある態度で対応して欲しいと思っております。

次に、今年度、融雪施設設置資金貸付事業予算が組まれました。現状、どのような状況にあるか、この対象者が市内居住者だけなのか、市外の方も対象になるのかお聞きします。

○土木部管理課長

6月27日時点で申請件数が129件となっております。この貸付の対象者は小樽市民であるということで、ただ施設をつくる業者さんは小樽でなくても、札幌の業者さんでも良いということでございます。

○大島委員

市内の居住者は可能ということでございますけれども、例えば親が小樽に居住していると、しかし子供は小樽以外のところに住んでいて、子供が親につけてあげたいと、そうすると小樽の親のところに設置するために、小樽に住んでいない子の名義で借入が可能なのかどうか、この辺についてはどうですか。

○土木部管理課長

貸付という恩恵を受ける。利子負担という税金を使うわけですから、そういった意味でも協議した中では小樽市民に限るということで条例上はそうっております。

○大島委員

そうすると今申しましたように、つけるのは小樽にいる親の方で借りるのは息子が娘なんだと、それはだめだということですね。

それで129件の申し込みがあったということでございますが、融雪の設備についても様々なタイプがあると思います。融雪機、融雪槽、この区別がわからないんですけれども、どのような違いですか。

○土木部管理課長

融雪槽は、雪を一つの槽の中にストックしておいて、徐々に溶かしていく。いわゆるシャワー状にですね。そういったケースが多いんですけれども、融雪機は一気に熱を直接雪の方に当ててそして溶かしていく。この違いが融雪機と融雪槽。ただ見た目は融雪機も融雪槽も区別はつきません。

○大島委員

その違いについて市民クラブで議論したわけです。融雪槽は、深く掘って、土に入れて、それでシャワー状に徐々に時間をかけて溶かす、ふたを開けてとコマーシャルありますね、土に埋めて。あれは違うだろうと、あれは融

雪機にならないんじゃないか。融雪機というのは埋めないで移動できる、バーナーで一気に溶かす、それは土に埋まっても融雪機ですね。融雪槽は地下深い場所にあります。そして地下に流れる水などで、時間をかけて溶かすものだと。

○土木部管理課長

これは条例上で大事なところでお断りしておきますが、融雪機でも移動する融雪機というのがあるんですね。これは対象になりません。あくまでも固定したものでなければ、融雪機でも融雪槽でも対象にならないです。

○大畠委員

わかりました。市民クラブも勘違いしてまして、こういうことだと伝えておきます。

運河の散策路について。

先日運河を散策してありましたら、市のマイクロが止まりまして土木部管理課長と係長の2人が降りて、車いすに乗って、ピンコロ石の石畳の状況を見に来たのだと思いました。

何のために車いすで行ったのか。ご感想はどうだったのか、それをお聞かせください。

○管理課長

市長への手紙で、小樽に居住する方ですけれども、先般クラス会があって車いすを利用しなければならないクラスメートが1人いて、事前に観光課に観光スポットを教えてもらって、みんなでその観光スポットの中に運河散策路もありますのでそこを通ったということです。あの箇所はピンコロ石でつくっているんですけれども、車いすががたがたしてひどい目に遭ったと。ほかのメンバーは小樽を気に入ってくれて、来年もまたやるそうなんですけれども、車いすが乗りやすい形にできないのかというものでした。私とほかの部の主幹なんですけど、2人で福祉から車いすを借りてどんなものなのか実証検分をしたということでございます。

あのようにピンコロ石でできていますから振動はします。浅草街園から車いすで行きまして、臨港線の横断歩道を渡って運河プラザも同じような構造になっていますが、そこへ行きましたら介添人つきのお年寄りが車いすに乗っておりまして、おじいさんは会話が難しいような方でしたので、介添人に聞きましたら「確かにがたがたはするけれども、我慢できないほどではなかった」と伺うことができました。おじいさんもうなづいていましたけれども、そんな状況で車いす用に改良することは非常に難しいかなと思い、対応をどうしようかと一生懸命考えているところでございます。

○大畠委員

いい経験をされたと思います。その結果をお聞きしたかったものですから。

もう1点は清掃関係なんですけど、あそこの散策路。毎日確かにシルバー人材センターの方がごみを収集しているんです。課長も知ってのとおりすごい埃です。ピンコロ石のため、石と石との間に積もっている状態。人が大勢通ればゴミがたまるわけですから、何らかの方法で清掃が必要だろうと思って帰ってきました。これはぜひ検討していただきたい。

車いすに関しては、先日、中央バスの前を渡っていた車いすの方がおりました。ちょうど30歳ぐらいかな。それで車道を渡ってから横断歩道の段差のところにくると回ったんですよ。渡ったのにまた戻るんだろうかと、この方は1人だったんですけれども、そうしましたら、前輪が小さいために段差が渡れないんです。それで車道で後ろ向きになって後輪で乗り越えて、それでまた向きを変えたのです。なるほどこれは上りやすいと。

ただ、向きを変えるのを車道でやるために、危険性があると思ったわけでございますけれども、健常者の我々が気がつかない部分があると思います。これからは十分そういうところにご配慮していただきたい。

○松本委員

ほしみ駅南通の信号機について。

ほしみ駅南通が4月1日から供用開始になりました。ここの信号も交通安全対策課に要望しているんですけども、いまだに設置されないということで、建設課長にも道路を建設するときに言ってありました。4車線の国道5号線の交通量の多いところを、信号なしで通学の高校生が大変な思いをしておりますので、大畠委員の指摘箇所の確認のときには一緒にこの件もぜひ確認しておいてください。

この道路は半分が札幌市で、半分が小樽市で1本の道路になっておりますけれども、あの1本の線の除雪はどのようなになっているのですか。

○土木事業所長

札幌市との話し合いで、除雪は札幌市で実施していくということになっております。

○松本委員

大変結構なことだと思います。札幌市側の南口駅前に行くには小樽市の道路を通らなければならないわけですから、除雪してもらえば一番いいということで、広域行政というんですか、隣接の市町村と補い合ったり、助け合ったりする、言うなれば縄張り意識を持たないで、除雪だけでなく、水道、福祉、学校でもあると思いますので、そういう面もあわせてお願いをしたいと思います。

雪対策の基本計画について。

今年4月から雪対策専門の主幹ができましたけれども、市には雪対策の基本計画があるかないか、それをまず伺います。

○土木部主幹

雪対策についての総合的な計画ですが、平成4年に着手しています。その計画に基づいて事業をやっております。

その後、平成10年度に21世紀プランの中の実施計画に基づいて冬の雪対策を位置づけて行っています。

○松本委員

21世紀プランの中の一部ですので、除雪体制の強化を図りますとか、雪や凍結に強い道路の整備を進めますとか、雪対策に関する調査研究に努めますとか、そういう抽象的なことでありまして、基本計画ということになりますと、具体的な管理や施設基準などが明確になるかと思えますけれども、がんじがらめになるのもどうかとは思いますが、そういう雪対策の基本計画の必要性についてはどのように思っていますか。

○土木部主幹

基本計画全体を見渡すと、そういうものを見据えた上での事業展開ですか、そういう行政を行うことが必要と思っております。

○松本委員

例えばロードヒーティング。継続審査中の案件でも請願3件中3件がロードヒーティング、陳情13件中8件がロードヒーティング、合計16件中11件が継続審査のロードヒーティング関係なんです。これ以外に大畠委員が関係するロードヒーティングを入れたら大変な数になるんですけども、ロードヒーティングの陳情がこのように出てくるのは基本的な基準が明確でないからです。せめてロードヒーティングの基準なんかはどの程度考えられているのか、これをお聞かせください。

○土木部主幹

基準についてですが、ロードヒーティングだけでなく、事業をやっていく上では基準というものを設けています。一つの組み合わせとありますが、そういうものを設けてやっているわけであります。

ロードヒーティング 期計画につきまして、事業を進めていく中では道路の利用形態、格付け、交通安全上の重要性、そういう道路の実情を勘案してきたのが今の計画です。

今後の形態についてはまだ決まっておりませんが、出勤基準というんですか、どういう状況であれば出て行くかということで、ご存じのように 種、 種、 種というものがあります。

実際に現地でどのような排雪をするか、路面管理をするかという詳細について、策定した経緯はあるんですけども、現場でそれをやるためには、降雪量の確認、体制上の問題とか、いろいろ課題があるということで、ある程度わかりやすいものを考えていかなければならないと考えています。

○松本委員

種別での基準の明確化、路面の管理基準、スタッドレスタイヤになってから凍結路面が多くなったこと、生活道路除雪への市民の要望の変化、これらに合わせて基準を示し、1本の素案を出し、市民の意見も聞きながら、新しい雪対策の基本計画を策定すべきかと思いますけれども、いかがですか。

○土木部長

4月から雪対策主幹を設置したんですが、残念ながら体制としては、委員がおっしゃることをすべて整備すると、2、3年かかると心配もしております。

そんな中で生活、産業の両面で考えたときに、路面管理がどうあるべきかを市民、企業に理解いただける、認知いただける基準作りをやった上で基本計画策定をする。まさに委員のおっしゃるとおりだと思ってまして、その準備、調査体制を含めてやっておりますので、もう少し時間を貸していただきたいと思います。

○松本委員

部長が総合的に答弁をしてくれたので、前向きに進んでいってほしいと思います。

雪対策主幹ができたので、今ごろは何をやっているのかと思ったら、ごみの整理ということですが、例えば少子高齢化時代における福祉助成制度との関わり、そういうことも勘案して基本計画の策定に向けて努力をしていただきたいと思います。

-----  
○新野委員

時間の関係もありますので、明日にもかかってほしい緊急な要件について2件だけご質問いたします。

妙見川の整備について

私も数年前から、観光ストリートの堺町通りからグランドホテルに向かって上がってくる通りが、観光の中心になるということで、2級河川ではありますけれども、市が中心になってあの川は改良しなきゃならないということを書いてきました。

実は一昨日の27日の5時半ごろ、地区の方から連絡を受けて行ってまいりました。大変なおいがするんです。

かつて5時半でそんなことはなかったです。また雑草が川の中から、コンクリートの間からと言うんですか、成長してはしご状になっているのですね。

そういうことを市は認識しているのか、観光課とも協議をしながら早急にこれは対策を立てないと、観光小樽にあればまずいというか、恥ずかしいことだと思います。両端がすし店と食料品販売店なんですね。それが川のおいに負けている。あれは早急に対処、措置すべきだと。道が何を言っても、市が中心になって道、地域住民、商業者と協議して、年に何回かの処置をしなければならないと考えますがどうですか。

○土木部長

午前中に土木事業所、建設課とこの河川整備について協議しまして、私もひどいとは認識していませんのでしたので、後日確認しますけれども、於古発川沿いは、多数の観光客が臨港線から上がってくるところでありますし、河川整備もそのつもりでやっています。

私も現地を確認して状況が悪化しないように継続的な処置を、においについては難しいものがありますけれども、臨港線と本通線の間にほとんど勾配がないものですから、水がゆっくり流れて淀むという問題があります。そこをどんなことをやればいいのか、武井委員との質疑であった、ごみを受けるスクリーンがあって、それが堰止めしているということもありますので、ごみを取る関連もありますので検討させていただきたいと思います。

○新野委員

そういうことで認識を改めていただきたい。昨年、すしの食中毒で小樽の夏の観光をダウンさせた、そういう部分もありますので神経質にかかるべきで、食べ物を扱っている観光通りでありますし、環境部、保健所などでより清潔な、そういうムードの通りにして、リピーターを呼ぶことに努めないでとだめだと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

小樽港縦貫線拡幅による立ち退きについて。

急を要することなんですが、小樽港縦貫線の新ルート建設により、船浜から東小樽交差点の国道5号線に交わる道路改良によって、約30戸の住宅がその道路にかかり、来年中に立ち退かなければならないことはご存じだと思います。

昨年まで、移転対象のご家庭については、市で何か対策がないかということで、水道局が管理する船浜污水場跡地の利用を検討した経緯があります。

その後の話で、大規模公共施設ができるために家を出なきゃいけない、住み替えをしなければならない、しかも急いで。しかし、いろいろと家庭事情があります。例えば市営住宅を希望する方、私の近所の方ですが、70歳を超える高齢者の女性と50歳の身体障害者の2人暮らしです。この方が朝里か桜町の市営住宅への引越して良いと言います。何か特例はないんでしょうか。

○建設都市部次長

今、平磯線改修に当たっての用地買収対象者の住み替えとして、市営住宅はどうかという質問ですが、住宅課長がおりませんので、今の話をどう協議しているかということは、ちょっとお答えできませんけれども、平磯線の工事だけでなく、まちづくり全体の中で再開発事業、道路事業ということで地域の方々に移転をお願い、ご協力いただいています。市としても推進するという立場、ご協力をお願いする立場で、こういう方の住み替えの要望があれば、市営住宅で対応できる部分では可能な限り応えていくというように思っていますので、担当部局の確認もあるかと思いますが、窓口において適切な対応、細かい確認、協議ということで、改めてまたご報告させていただきたいと思います。

○新野委員

道路新設、あるいは道路が新設される前の遺跡発掘に何千万円もかかる、それが陸上でなく港湾部が窓口だといふので、どうも私もすっきりしないんですが、港湾部が道路の窓口になってますので、今後その点について応分のこののでしょうか、よき対応、対処方をお願いを申し上げて終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のために暫時休憩といたします。

-----  
休憩 午後3時50分 再開 午後4時20分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより一括討論に入ります。

○古沢委員

討論を行います。

付託されてます議案第15号については可決であります。なお、第17号については、簡易水道事業給水条例はもとと石狩湾新港の小樽地域に立地する企業のために簡易水道を布設する事業として、それを条例上補完するものとして制定されたものでありますから、我が党は事業そのものに反対を続けてまいりました。条例の整備、給水条例との整合性、こうした点で文書整理上、基本的な態度で言えば、我が党は否決を主張するものであります。

続きまして、陳情第40号ですが採択を主張いたします。

けさ方の現地調査でも寄せられている願意、極めて妥当だというふうに判断しております。

継続審査中の案件につきましては、従来同様、願意妥当につき採択を主張するものでありますが、なお数点申し添えておきたいと思います。

一つは、陳情の第25号「オタモイ3丁目陸橋通線の側溝整備方について」、本日の質疑の中でも私の質問に対して時期は遅れたけれども、動きは開始をすると明言をされております。こうしたことから願意妥当、採択を主張すべきということは明白だと考えています。

さらには、前回、前々回等を通じて寄せられている陳情の中には、直接的に他会派の議員各位がこれらの要請を受けて議会の陳情、請願として上がってきているというケースもあります。そうした点からも、議会として積極的に受け入れ、採択をもって住民の要望、要請に応えるべきだということを強く主張したいと思います。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず議案第17号、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号について、一括採決いたします。

議案第17号は可決、請願、陳情はいずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。よって、さように決しました。

次に、議案第15号、陳情第40号について採決いたします。

議案第15号については原案どおり可決、陳情第40号については採択とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後4時35分